

# 日本股関節学会股関節鏡技術認定制度細則

## 第 1 章 技術認定申請方法

(技術認定申請書類)

### 第 1 条

技術認定申請者は次に定める書類、DVD または USB メモリなどの電子媒体を事務局に送付する。書類はすべて A4 判とする。

- (1) 股関節鏡視下手術・技術認定申請書・履歴書 (様式 1、2)
- (2) 股関節鏡視下手術実績一覧表 (様式 3) 過去 5 年間に術者として遂行した股関節鏡視下手術 20 症例
- (3) 手術実績一覧に記載した各症例の診療内容のまとめ、手術記録のコピー (様式 4)
- (4) 股関節鏡視下手術関連業績目録一覧 (様式 5)
- (5) 股関節鏡視下手術・技術認定制度 電子媒体審査添付用症例レポート (様式 6)
- (6) 動画データ提出に関する患者の承諾確認書 (様式 7)
- (7) 申請者の股関節鏡手術技術を保証し得る本学会理事あるいは学術理事 1 名の推薦証明書 (様式 8)
- (8) 本学会教育研修セミナー参加証明書類 (写)
- (9) 本学会股関節鏡視下手術実技セミナー参加証明書類 (写)
- (10) 術者として最近 5 年以内に行った関節鏡視下股関節唇形成術 1 症例の電子媒体
- (11) 審査料 2 万円の銀行振込の利用明細のコピー

(申請に必要な症例数)

### 第 2 条

1. 申請者は術者として遂行した股関節鏡視下手術 20 症例(うち 5 症例は関節鏡下股関節唇形成術)の手術実績一覧、各症例の診療内容のまとめ、手術記録のコピーを、患者氏名を伏せて提出する。
2. 1 症例を 2 名以上の複数の申請者の症例として用いることはできない。

(技術認定審査料)

### 第 3 条

1. 審査料は 2 万円とし、銀行振込で事務局に払い込む。
2. 審査に合格しない場合でも、審査料は返却しない。

(提出ビデオ)

### 第 4 条

1. 技術認定に際しては、申請者が術者として執刀した関節鏡視下手術を提出する。ビデオは関節内の観察、スーチャーアソカの刺入、関節唇修復が安全かつ確実に行われていることが確認できるよう 10 分程度に編集すること。
2. 提出ビデオを含む DVD または USB メモリなどの電子媒体には、手術術式名、手術収録時間を明記する。電子媒体が複数になるときは No.1 または No.2、などと明記する (またはシ

ールを貼付する)。申請者氏名は記入しない。動画の中で所属施設がわからないように記録する。

3. 動画の提出には患者の承諾を必要とする。
4. 提出された電子媒体は申請者に返却しない。

## 第 2 章 技術審査委員選出方法

(技術審査委員申請書類)

### 第 5 条

技術審査委員に応募する際に提出する書類は、以下の各号に定めるものとし、すべて A4 判とする。

- (1) 技術審査委員応募申請書・履歴書(様式 9、様式 10)
- (2) 関節鏡視下手術実績一覧(様式 11)
- (3) 関節鏡視下手術関連業績目録(様式 12)抄録・別刷りのコピーを添付する。

## 第 3 章 技術認定(動画)審査の具体的方法

(判定方法)

### 第 6 条

1. 動画の審査結果が、技術審査委員 2 名とも合格のとき、技術認定を取得できる。
2. 2 名の審査結果が異なるときは、技術審査委員会において審査し、その判定に従う。

(動画の審査方法)

### 第 7 条

動画の審査は、技術認定採点シート(別紙)に準拠して行う。

(審査結果の通知)

### 第 8 条

審査結果は、採点シートを添付して申請者に通知される。

## 第 4 章 その他

(技術認定登録料)

### 第 9 条

合格者は登録料 2 万円を銀行振込で事務局に払い込む。

(発効)

### 第 10 条

本細則は、平成 30 年 5 月 26 日に発効する。

本細則は、令和 4 年 10 月 27 日に改正する。